



労働基準監督官業務説明会

労働基準監督官は、労働条件の確保・向上、働く方の安全や健康の確保を図ることを目的とする厚生労働省の専門職員です(国家公務員)。

工場や建設現場などに立入指導を行うほか、法令や安全衛生の説明会、機械等の検査、労働災害発生時の調査等を通じて働く人の労働条件や安全衛生を守ります。

開催日

令和8年8月26日(水) 13:30~16:00

会場:秋田労働局5階第2会議室(秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎)

内容

現役職員との座談会のほか、
体験・参加型のプログラムを用意しています

対象

社会人、大学生、大学院生、短大・高専生、高校生等

高校生以上の方ならどなたでも参加できます。既卒者・社会人の方も大歓迎！

お申し込み

メールで申し込みください

※roudou-jinji@mhlw.go.jp(秋田労働局総務課人事係)

※申込み方法の詳細は、秋田労働局ホームページに掲載しています。

URL:https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/newpage_00229.html



ご来場をお待ちしています！

(令和8年7月)

どんな仕事？

労働基準法や労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場の労務管理や作業が適法かつ安全に行われているかを確認します。法令違反等の問題が認められた場合には、行政指導を行い、是正・改善状態の定着に向けたフォローアップも行います。

企業の労働条件等を調査する**監督指導業務**、機械の検査や労働災害防止の指導を行う**安全衛生業務**、悪質な事案の捜査を行い、違反者を送検する**司法警察業務**の3つを主な職務とします。他にも労災補償業務などに携わることがあります。

監督指導業務



安全衛生業務



1日のスケジュールは？



原則、平日8時30分から17時15分が勤務時間です。配属先や日によって異なりますが、概ね**半日が庁舎内**での業務、**半日が臨検など**で外出するのが典型的な1日です。

法律の知識が必要ですか？

採用後1年間は研修や実地訓練にあてられ、関係する法律や安全衛生の知識を得られます。

法律を専攻していなくても知識等を習得できるカリキュラムであり、法学部出身者だけでなく、様々な学部・学科・専攻・経歴の人材が活躍しています。



異動や転勤のルールは？

採用後3年目～4年目までの2年間は採用局以外の労働局に勤務しますが、それ以外の期間は基本的に**採用局での勤務**となります(秋田労働局に採用された場合は、秋田県内での勤務)。

また、本人の希望に応じて、採用後3年目以降、**厚生労働本省で勤務**するという選択肢もあります。

「国家公務員を目指している!」「秋田県内で働きたい!」といった方は是非お申込みください。

開催プログラム(予定)

- ①労働局の業務と労働基準監督官について
- ②監督関係業務体験(サービス残業の是正指導体験)
- ③安全衛生関係業務体験(災害調査の模擬演習・測定機器の使用体験、安全衛生クイズ)
- ④労働基準監督官との座談会

監督官の仕事、ぜひ聞きに来てください



秋田労働局労働災害防止
キャラクター
「グリーンクロス」



秋田労働局HP



監督官採用試験



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター
「たしかめたん」